

A-01 定 款

株式会社 ビューティガレッジ

(最終変更 2023年9月13日)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ビューティガレージと称し、英文では BEAUTY GARAGE Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 理美容機器・用品、医療機器・用品の製造販売及び修理
- (2) 理美容機器・用品、医療機器・用品の輸出及び輸入
- (3) 理美容機器・用品、医療機器・用品の販売用店舗の経営及び経営コンサルタント
- (4) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等店舗のデザイン・設計・プロデュース
- (5) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等の経営及び経営コンサルタント
- (6) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの顧客・販売等管理システムの販売
- (7) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの開業プロデュース
- (8) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの講習会の運営
- (9) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング業務
- (10) 理美容室、ビューティサロン、医療クリニック等向けの販促支援及び広告代理業務
- (11) インターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業
- (12) インターネットを利用した情報通信システムの企画・開発・設計・管理運営に関する業務
- (13) 不動産の売買・賃借・管理及びその仲介
- (14) 不動産に関するコンサルティング業務
- (15) 不動産に関する調査及び広告
- (16) 融資の斡旋
- (17) 古物商
- (18) 店舗内装工事業
- (19) 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
- (20) 損害保険代理業
- (21) 生命保険の募集に関する業務
- (22) 労働者派遣業務
- (23) 有料職業紹介業務
- (24) 医薬部外品、化粧品の製造販売
- (25) 倉庫業
- (26) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、42,320,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎年4月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役CEOが招集し、その議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主総会において、株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名以内を置く。

2. 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

2. 前項の規定による選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してする。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、CEO、COO、CFO、CIO各1名のほか、その他役付取締役を定めることができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役CEOが招集し、その議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のときには、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(賠償責任の一部免除)

第24条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会規程)

第 26 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 執行役員

(執行役員の選任及び委任)

第 27 条 会社は取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

2. 会社と執行役員の関係は委任に関する規定によるものとする。

(役付執行役員)

第 28 条 取締役会の決議により、執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 30 条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 31 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は支

私の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、取締役会の決議をもって、第14回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

2003年4月15日	制定
2005年3月30日	変更
2006年7月29日	変更
2007年6月16日	変更
2007年7月29日	変更
2008年7月30日	変更
2009年4月 1日	変更
2010年7月27日	変更
2011年6月23日	変更
2012年7月30日	変更
2012年9月15日	変更
2012年10月30日	変更
2013年7月26日	変更
2015年3月9日	変更
2016年7月27日	変更
2017年7月27日	変更
2021年7月29日	変更
2022年7月28日	変更
2023年9月14日	変更